

「次世代育成支援対策地域協議会」会議録要旨

日 時：平成26年7月29日（火） 午後1時から午後2時30分まで
 場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
 出席者：足立智昭会長，君島昌志委員，阿部清茂委員，池川尚美委員
 大橋るい子委員，奥村秀定委員，小林純子委員，紺野満理子委員
 佐々木とし子委員，佐藤宏郎委員，清野正信委員，平塚幹夫委員

1 開会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 佐藤淳一委員，高山秀樹委員，中野みゆき委員が所用のため欠席されており，委員数15名に対し，12名の出席をいただいております。次世代育成支援対策地域協議会条例第4条第2項の規定により，半数以上の委員の御出席をいただいておりますので，本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

2 子育て支援課長挨拶

佐藤子育て支援課長

- 現在，少子化や保育所入所待機児童，児童虐待，社会的養護，いじめ，不登校などに加えて，東日本大震災による生活環境の変化や心のケアなど，子どもたちをめぐる問題が多様化しているところでございます。
- 県では，平成22年3月に策定しました「新みやぎ子どもの幸福計画」に基づき，様々な次世代の育成支援を実施してまいりましたが，計画期間が平成26年度までとなっており，前回の協議会にて，みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と，子どもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進する計画として改訂いたしまして，今後も引き続き子ども・子育て支援対策を計画的に実施していくことをお示しさせていただいたところです。
- 本日は，平成27年度以降の計画といたしまして，「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期」の素案を御説明させていただきますので，委員の皆様には，忌憚のない御意見・御提言をお願いいたします。
- 皆様からいただいた御意見や御提言を踏まえ，今後の次世代育成支援対策や震災からの復旧・復興に向けた取組に繋げてまいりたいと考えております。

3 説明事項

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（素案）について」

事務局より資料1-1の内容を，資料1-2・1-3で説明

- はじめに，資料1-2「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期施策体系対比表」

につきまして御説明いたします。

- 基本理念につきまして、現行計画では、記載のとおり1が「子どもの育成」、2が「子育ての支援」という性格を持った2つの基本理念となっております。新たな計画では、その2つの性格を持った部分は修正しておりませんが、現行計画で「笑顔と豊かな心」と、心の部分のみとなっておりますので、体の健やかな育ちを加えて、新たな計画では、「健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成」としております。

- 基本理念を達成するための視点といたしまして、現行計画では、記載のとおり5つの視点となっておりますが、4と5の視点につきましては、社会全体による子育て支援という視点に統一いたしまして、新たな計画では、4の「地域全体で子ども・子育て応援の視点」といたしました。

また、東日本大震災により多くの子どもたちが被災しましたので、新たな計画では、被災した子どもやその家族等への支援という視点が必要であり、5の「被災した子ども・親への復興支援の視点」を追加しております。

- 施策・主な内容といたしまして、大きな括りで、現行計画では8つの施策としておりましたが、7の「子育てをする生活環境の整備」と8の「子どもの安全の確保」につきましては、どちらも子どもが安全で、かつ安心して生活するための施策となっていることから、統合いたしまして、新たな計画では、7の「子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備」としております。

ただし、内容といたしましては、現行計画を網羅した形で作成しております。

次に、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、現行計画の施策1「子どもの権利・個性が大切にされる環境づくり」の「(2)子どもの健全育成」にある保育士などの人材養成等や、施策2「子育ての支援」の「(1)地域における子育て支援サービスの充実」にある一時預かり、放課後児童クラブ等、施策5「子どもの成長を支える教育の推進」の「(1)幼児教育の充実と「学ぶ土台づくり」の推進」にある私学助成や就園奨励費等、施策6「仕事と子育ての両立の推進」の「(2)保育サービスの充実」にある待機児童解消推進事業等を統合いたしまして、新たな計画では、施策2「幼児期の教育・保育の確保・充実」としております。

そのほか、現行計画の施策1「子どもの権利・個性が大切にされる環境づくり」につきましては、子どもの権利擁護、子育て支援の機運醸成、子育てにかかる経済的支援を合わせ、新たな計画では、「社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり」という施策名に修正しております。

- 次に、計画の概要につきまして御説明いたします。資料1-3を御覧ください。
- 計画の位置付けといたしまして、本計画は、本県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」と、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を上位計画に持つ

個別計画でございます。また、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画及び子ども・子育て支援法第6条に基づく実施計画に位置付けておりまして、計画期間は5年間となっております。

- 7つの施策の現状、課題、取組の方向性につきまして御説明いたします。

まず、左側に記載しております1の現状といたしまして、◆の1つ目と2つ目にありますとおり、平成6年に批准した「子どもの権利条約」は、20年経過した現在でも社会に十分浸透したとはいえない状況にあります。そのことが要因の一つとなり、虐待、いじめ、ひきこもりなどの問題が発生しております。特に、東日本大震災の影響により、家庭環境や生活環境が大きく変化しており、権利の侵害を受けやすく、問題をより深刻化・複雑化させております。

続きまして、真ん中に記載しております課題といたしまして、全ての子どもが持つ「権利」を子ども自身が意識し、その大切さを親や学校などの子どもに関わる者が認識し、一人一人の子どもの健やかな育ちを保障する必要があります。また、権利の侵害を受けやすい子どもを擁護するための具体的機能や体制の整備が求められております。

続きまして、右側に記載しております取組の方向性といたしましては、教育関係者、子育て支援者及び医療関係者など、子どもに関わる者と連携しながら、子どもの権利の普及・啓発を進め、人権に対する理解と認識を深めることにより社会全体への浸透を図るとともに、権利を侵害された子どものケアについては、子ども総合センター・児童相談所の取組を中心に、その他関係機関と連携しながら、きめ細かいケアを行ってまいります。

- 2の現状といたしまして、◆の1つ目にありますとおり、都市部では、女性の就業率の上昇や人口集中により保育需要は増加しており、各市町村において施設整備等を行っているものの、平成26年は県全体で978人の待機児童が発生しております。

課題といたしましては、増加し続けている保育需要に対応するため、潜在的なニーズも含めた保育の必要量の的確な把握とともに、計画的な施設等の整備が必要となります。

取組の方向性といたしましては、保育所等の施設整備を計画的に進め、待機児童を解消するとともに、親の就労状況によらず子どもを受け入れられる認定こども園の普及を図ってまいります。

- 続きまして、現状の◆の4つ目を御覧ください。

待機児童の問題とともに、保育士不足が深刻な状況であり、また、保育士の確保と同時に質の確保が問題となります。

課題といたしまして、保育士の確保のためには、労働環境の整備により資格を取得した者が保育に従事することや、資格を有しているものの、現在離職している者の再就職等を支援していくとともに、研修の実施により保育士の確保・資質向上が必要となります。

取組の方向性といたしましては、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により支援し、人材の確保を図ってまいります。また、段階に応じた研修を引

き続き実施するとともに、実情に応じて研修の見直しを図りながら資質の向上を図ってまいります。

- 次に、3の現状といたしまして、◆の1つ目にありますとおり、基本的な生活習慣の確立と学力の向上には深い関係があると言われておりますが、児童生徒の生活習慣の乱れが懸念されている状況にあります。

課題といたしましては、睡眠・食事・運動などに関する基本的な生活習慣を身に着けるためには、家庭や学校だけでなく、地域・企業・民間団体等が協力して取り組む必要があります。

取組の方向性として、学校・家庭・企業等の関係機関と連携・協力しながら、子どもの生活習慣の確立に向けた普及・啓発を図ってまいります。

- 続きまして、現状の◆の5つ目を御覧ください。

児童生徒の体力・運動能力につきましては、全国平均を下回っている種目が多く、長期にわたり低下している種目もあります。また、東日本大震災により運動環境に制限のある地域も多く、さらに体力・運動能力の低下が懸念されている状況にあります。

課題といたしましては、体力は健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、児童生徒に積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、学校教育全体の中で体力向上に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性として、教職員の研修派遣や、市町村教育委員会と連携した実践研究等を通じ、体育・保健体育指導者の意識高揚及び資質向上を図ってまいります。また、被災により運動環境に制限のある学校では、環境の整備や狭い場所でも可能な事例紹介等により運動機会の創出を図ってまいります。

- 次に、4の現状といたしまして、◆の1つ目にありますとおり、晩婚化の進行に伴う晩産化により、不妊に悩む夫婦が増えており、不妊治療を受けている夫婦にとって、高額な医療費を要する不妊治療は、大きな経済的負担となっております。

課題といたしましては、不妊に関する相談・指導や情報の提供が不足しており、不妊に悩む夫婦等に対する支援により、不安感や負担感を解消する必要があります。

取組の方向性として、不妊・不育に関する相談・指導体制を維持し、不妊治療等に関する情報を提供するとともに、体外受精や顕微授精に要する費用の助成など、経済的な負担の軽減を図ってまいります。

- 続きまして、現状の◆の3つ目を御覧ください。

食生活は、社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化により大きく変化しており、不規則な食事、栄養バランスの偏り、肥満や生活習慣病の増加など、様々な問題が指摘されています。

課題といたしまして、子どもの食育を進めるためには、普及・啓発により、子どもだけでなく県民一人一人の意識高揚と気運醸成とともに、学校給食の充実等により食の関心を高める必要があります。

取組の方向性といたしましては、食育について、家庭や学校・保育所等関係団体が果たす役割を、シンポジウムの開催等を通じて普及・啓発を図るとともに、学校給食に関する研修等の受講により栄養教諭等の食に関する指導や学校給食の充実を図ってまいります。

- 次に、5の現状といたしまして、◆の1つ目と5つ目にありますとおり、子どもをめぐる問題が多様化・複雑化し、心の問題を抱える子どもが増加しており、その子どもを育てる親も不安を抱えております。また、被災した子どもとその保護者は、家庭環境や生活環境が大きく変化しており、心のケアの必要性が更に高まっている状況にあります。

課題といたしましては、子どもや保護者からの相談等に引き続ききめ細かく対応していくとともに、サービスの地域格差の改善や診療の質の向上を図る必要があります。

取組の方向性といたしましては、児童精神科医による専門的・多面的な心のケアの充実や、診療所の体制充実、関係機関との連携による幅広い支援の充実を図ってまいります。

- 続きまして、現状の◆の2つ目を御覧ください。

児童虐待につきましては、様々な防止対策を講じているものの、依然として多くの児童虐待が発生している状況にあります。

課題といたしましては、関係機関職員の資質向上を図るとともに、相談機関の周知広報、関係機関との連携による迅速かつ的確な対応が必要です。

取組の方向性といたしましては、児童虐待防止対策として、児童相談所を核に、福祉・医療・教育・警察等と連携しながら、より実効性のある施策の実施、体制の構築を図ってまいります。

- 続きまして、現状の◆の3つ目を御覧ください。

様々な理由から保護を要する子どもがおり、児童養護施設等には、虐待を受けた子どもの入所が増加しております。また、東日本大震災で親を失った子どもの養育世帯では親族里親又は養育里親として認定しております。

課題といたしましては、子どもの健やかな成長のためには、家庭的な雰囲気の中での養育が必要となります。また、東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族に対し、相談体制の充実やストレスの軽減、困難を乗り越えるための多様な支援が必要となっております。

取組の方向性といたしましては、保護を要する子どもが、より家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進してまいります。また、東日本大震災により親を失った子どもの親族里親又は養育里親に対し、継続的に経済的支援を行うとともに、様々な支援の充実を図ってまいります。

- 次に、6の現状といたしまして、◆の1つ目にありますとおり、労働人口の減少の中で経済発展を進めるためにも、女性の就業が求められている一方で、就労希望を持っていても、出産を機に離職したり、労働条件や保育サービスの問題から再就職ができないという状況があります。

課題といたしましては、仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の充実や、相談窓口

での情報提供、働きやすい職場づくりの促進など普及・啓発を進めていく必要があります。

取組の方向性としていたしましては、男女共同参画に関する県民からの相談対応や広報による普及・啓発、制度情報の提供、各種支援制度の充実等により、事業主の意識改革を図ってまいります。

○ 続きまして、◆の2つ目を御覧ください。

男性の育児参加への意識や意欲は高まってきているものの、育児休業取得率は依然として低い状況にあります。

課題としていたしまして、働き方に関するこれまでの考え方や仕組みを見直す必要があります。また、育児休業には職場の理解と協力が必要となります。

取組の方向性としていたしましては、労働環境の整備、男女共同参画の推進、子育て支援などの様々な観点から、「仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し」に関する普及・啓発を図ってまいります。

○ 次に、7の現状としていたしまして、◆の2つ目にありますとおり、県内の子どもの交通事故は減少傾向にありますが、痛ましい死亡事故が発生しており、事故に遭う子どもの側にも車道への飛び出し等の違反が認められる状況にあります。

課題としていたしまして、地域住民や学校など、関係機関との連携により、児童生徒の登下校中などの交通安全をより一層推進していく必要があります。

取組の方向性としていたしましては、通学路や学校周辺において、時速30キロの速度規制を実施するゾーン30の整備や交通信号機などの交通安全施設の整備の推進を図るとともに、自転車の安全利用の促進や正しい横断の励行など、各種交通安全運動の展開を図ってまいります。

○ 続きまして、◆の3つ目を御覧ください。

各地域の警察署と防犯ボランティア団体との合同パトロールなどを実施していますが、児童生徒の登下校中にいせつ犯罪や不審者による声掛けなどが発生しております。

課題としていたしましては、関係機関が連携しながら安全を確保するための体制の整備が必要であるとともに、防犯のための知識を養い、自主的に防犯に取り組む必要があります。

取組の方向性としていたしましては、登下校時などに危険を感じた際に保護して警察等に通報する「子ども110番の家」の周知徹底や、メール配信・リーフレットの配布等を通じて防犯への意識高揚を図るとともに、学校からの要請に応じてスクールサポーターの派遣等により学校周辺のパトロール活動の展開を図ってまいります。

○ 最後に、計画の目標につきまして御説明いたします。

本計画では、2つの目標を設定することにしております。

合計特殊出生率につきましては、安心して子どもを生み育てることができる地域社会づくりを進め、平成25年の1.34から全国平均値まで上昇することを目指してまいります。

なお、平成25年の全国平均値は1.43となっております。

保育所入所待機児童につきましては、計画的な施設整備等により、平成26年4月1日現在の978人を平成29年度までに解消し、待機児童ゼロを目指してまいります。

足立会長

- ただいま事務局から説明事項（1）「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（素案）について」の説明がありました。

まず初めに、事前に各委員から寄せられた御質問・御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

- 奥村委員から何点か御質問・御意見をいただいております。

まず1点目ですが、「過去5年間の基本方針と、平成27年度からの第Ⅰ期（素案）『Ⅴ 計画で推進する施策及び事業』の相違点は何か」との御質問に対しまして回答いたします。

資料1-2で御説明しましたとおり、現行計画の基本理念は「笑顔と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成」と「安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」という子どもの育成と子育ての支援という2つの性格を持っておりまして、新たな計画におきましても基本的には継続することとしたいと考えております。

なお、「笑顔と豊かな心」の部分については、心の育成だけでなく、新たな計画では、健やかな体の育成を加えることとし、「健やかな体と豊かな心」に修正をしております。

続きまして、「計画で推進する施策及び事業」の主な相違点につきましては、こちらも資料1-2での御説明となりますが、「子ども・子育て支援新制度」の施行にあわせまして、施策体系を見直しております。事業につきましても新制度に伴う事業の追加等を行うこととしております。

また、大きな点では、東日本大震災で多くの子どもやその家族等が被災しましたので、各施策には、「被災した子ども・親への復興支援の視点」に立ち、事業の追加等を行うこととしております。

- 次に、2点目ですが、「前回の基本方針及び目標達成度が今回の素案でどのように反映されているのか」との御質問に対しまして回答いたします。

現行計画で設定している目標事業量の達成状況につきましては、今年2月に開催しました協議会において報告しておりましたが、計画期間の開始に当たる平成22年度に東日本大震災が発生したことに伴いまして、震災の影響により達成が厳しい事業もございますが、計画最終年である今年度末の目標達成に向けまして、県と市町村が連携しながら事業を進めているところでございます。

そのほか、「安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」の達成状況を計る指標といたしまして、合計特殊出生率につきましては、目標1.40に対しまして、平成24年は1.30、平成25年は1.34となっております。

近年の合計特殊出生率は上昇傾向にありますが、依然として全国平均値の1.43を下回っていますことから、今後も新たな計画に基づきまして、子どもを生み育てやすい環境づく

りを進めていくこととしております。

また、仙台市以外の保育所入所待機児童数につきましては、目標の待機児童ゼロに対しまして、平成25年4月1日現在で433人、平成26年4月1日現在で408人となっております。

国の「待機児童解消加速化プラン」に基づきまして、新たな計画においては、平成29年度の待機児童解消に向けて、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の実施等を進めることとしております。

- 次に、3点目ですが、「仙台市以外の地域の小児救急医療体制の整備についての方向性を記載してほしい」との御意見に対しまして回答いたします。

仙台市以外の地域の小児救急医療体制の整備につきましては、たしかに課題となっております。今回いただいた御意見は、既に所管課に対して伝えておりまして、検討しているところでございますので、次回の会議においては何らかの結果をお示ししたいと思います。

- 次に、4点目ですが、「乳幼児医療費助成制度の年齢拡大についての方向性を記載してほしい」との御意見に対しまして回答いたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、県に市町村から御要望をいただいております。我々も認識を持っているところでございます。

現状を申し上げますと、これまでの県の基本的な立場といたしましては、社会保障の一環として各自治体でやっておりますが、国が責任を持って国の制度として対応していただきたいと強く要望してきたところでございます。一方で、社会保障と税の一体改革に伴う地方への税収配分の分析におきまして、乳幼児医療費助成も含めた検討が進められたというところでございます。こうした国の動向等も十分に見きわめた上で、県として対応を検討しているところでございます。

- 次に、5点目ですが、「虐待対応の専門員又は訪問員が少なく、増員及び養成する必要がある」との御意見に対しまして回答いたします。

近年、虐待相談件数が増加傾向にあり、今後、虐待事案に対応していくためには市町村との連携が不可欠であると認識しております。

虐待相談を含む子どもと家庭に関する相談についての一義的な対応は、市町村が主体となって行うこととされており、県はこれらの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものの対応を図ることとされておりますが、このことについては広く浸透しているとはいえない状況にあります。

今後、児童相談所を中心とする体制では限界があり難しかった被虐待児童へのきめ細かな支援と見守り体制の整備等について市町村が継続的に行っていくことができるよう支援し、市町村と県との機能的な連携体制を整備していく必要があると考えております。

また、県職員については、職種ごとの研修を引き続き実施し、スーパーバイズ機能が果たせるよう努めるとともに、今後、市町村職員を対象とした実務的な研修等の実施により、市町村職員の専門性の向上を図って参ります。

- 次に、6点目ですが、「病児保育及び病児・病後児保育は養育指導や服薬指導等専門的な対応が必要である」との御意見に対しまして回答いたします。

病児・病後児保育は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する事業となっております。仙台市を除く全県では、今年度、9市町10箇所を実施する見込みです。

この事業では、児童はかかりつけ医を受診し、医師が入院の必要はない旨を署名した連絡票に、保護者が児童の症状、処方内容等を記載し、症状を確認した上で、受け入れを決定することとしています。

受け入れた児童につきましては、看護師等が症状に応じて保育を行うこととなっております。

足立会長

- 奥村委員、回答に対する御意見をいただければと思います。

奥村委員

- 我々が、平成22年に策定した「新みやぎ子どもの幸福計画」と、今回の「みやぎ子ども・子育て幸福計画」と繋がりがあられるわけですので、今までの目標に対して、項目別にどの程度達成したのかというようなことが非常に重要なことだと思っております。

達成度というものが数値で表せるものと、数値で表せないものがございますけれども、これはもう少し努力した施策が必要だということを、今回の施策の中に反映させる必要があると思います。

自己評価というものがありますと、今後の課題がわかりやすくなるのではないかなと思います。

あまり文章だけですと、わかりにくいかと思ったものですから質問させていただきました。

足立会長

- それでは、他の委員で、ただいまの説明に対して御意見はございませんか。

阿部委員

- 奥村委員の質問の中で、乳幼児医療費助成制度の方向性を記載してほしいとの話がありましたが、枠の拡大という文言を入れて、検討するというような記載はできないものかお聞きします。

事務局

- 乳幼児医療費助成制度は先ほど御説明しました状況ではございますが、32ページに基本的方向性として記載しております。

「国の動向等を踏まえながらとはしておりますけれども、取組の拡大や新たな取組を検討

していきます」と記載しておりまして、今後、消費税の動向等も含めまして、そういった動きを見ながら検討していくという状況でございますので、現在のところ、これ以上踏み込んだ内容は難しい状況でございます。

阿部委員

- 今回の子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の中で、自由意見で特に多かったのは医療費の枠の拡大でしたので、是非とも具体的に前に進むようお願いします。

足立会長

- それでは、紺野委員からの御意見等に対しましてはいかがでしょうか。

事務局

- 紺野満理子委員から2点ほど御質問・御意見がございました。

まず、1点目ですが、「質の向上と記されているが、保育所・学童保育等の人材・保育内容に関する質の議論は不十分ではないのか」との御意見に対しまして回答いたします。

子どもの年齢による特性や発達過程に応じた個別的な配慮、さまざまな課題への対応や保護者への支援を行う立場にある保育士に対して、専門的な知識や技術を身につけることを目的として、現任保育士研修を実施しているところでございますが、更なる保育需要の増大が見込まれる今後についても、入所する子どもの最善の利益を考慮し、全ての子どもに対して質の高い保育を提供する為に、現任保育士研修の内容の見直しを図るとともに、保育所保育指針に基づき、引き続き保育の質の向上に努めて参ります。

また、放課後児童クラブの支援員につきましては、新制度において、新たに都道府県が行う研修を受ける必要があります。この研修の内容につきましては、現在、国で検討中であり、来月下旬にガイドラインの案がとりまとめられる予定となっておりますので、案が示されましたら、具体的な研修の内容を検討したいと考えております。

- 次に、2点目ですが、「国・地方自治体の努力だけで向上を図れるものか」との御意見に対しまして回答いたします。

新制度では、先ほどご説明いたしました放課後児童クラブの支援員の認定研修を県が新たに実施するほか、子育て支援員の養成研修を実施するなど、自治体における質の向上への取組が拡充されることとなります。

また、放課後児童クラブの設備運営基準では、事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保することとしており、事業者も質の向上に取り組む必要があります。

県といたしましても、関係機関との連携を図りながら、質の向上に努めてまいります。

足立会長

- 紺野委員、回答に対する御意見等はございますか。

紺野委員

- 1点目については、質の向上を図っていくといった場合に、当然、ガイドラインが出るということですので、そのときにわかると思うのですが、明確な評価基準というものが無いと、どこまで向上したのかわからないわけです。

その辺りも含めて具体的な、客観的な評価基準というものが無いと、いくら質の議論をしても高まらないと感じましたので、質問させていただきました。

- 2点目ですが、以前新聞で横浜市の待機児童ゼロになったという記事の中に、企業立の児童館や保育所が3割もあるということでした。

宮城県は、どのくらいあるのかという素朴な疑問で質問させていただきました。

足立会長

- 事務局からの回答をお願いします。

事務局

- 企業立の設置状況について回答いたします。

仙台市を除く宮城県では、平成26年4月1日現在で、株式会社立が2施設、有限会社立が5施設、計7施設となっております。

- 先ほど御説明しましたとおり、放課後児童クラブの支援につきましては、新制度におきまして研修を受けることになっておりまして、研修内容について国で検討中でございます。

8月下旬にガイドラインの案をまとめるということになっておりますので、ガイドラインができた段階で県としても検討してまいりたいと考えております。

保育所につきましては、現在も第三者評価基準というものがございまして、そちらで評価されることになっております。

足立会長

- それでは、紺野委員からの御質問等に関連しまして、他の委員の御意見等はありませんでしょうか。

池川委員

- 現在の放課後児童クラブの指導員には基準がありません。

宮城県学童保育緊急支援プロジェクトでは、今月に入りまして、宮城県内の各市町に指導員の状況について調査した結果を見ているのですが、お答えの中で非常に興味を持ったのは、ある町では指導員採用の際に資格要件を外したことで、応募が少なくて困るということになったということです。逆に言うと、資格を求めると、応募する人が非常に少なくなってしまうという状況にあります。県内の33の市町から御回答をいただいて、その3分の1が昨年度末までに応募が満たなかった、あるいは3月末までに応募者を集めるのが非常に苦労したという不足感もあるのだというお答えをいただいています。

そういう中で、指導員に質の高いものを求めるのは非常に難しい。あと、賃金や労働条件で言いますと、生活給にならないためにきちんと働こうとする人は放課後児童クラブ指導員から、学校の支援員や他の仕事に移ってしまう方が多い。逆に、資格がなくても子育ての経

験があればいいというところまで条件を落として応募し、勤めている方については、短時間で決まった時間で帰れるからこの仕事をしているのであって、「延長したり、より質の高いものを求められ研修を受けるくらいなら仕事をやめます」という方や、「こんなに大変な仕事だとは知らなかった」と言って、1ヶ月に満たず辞めていってしまう人がいるということをお聞きいただきありがとうございます。

来年度からこの事業がとても専門性を必要とする仕事として、国で基準を定めていただいたので、非常に質の高いものになっていく期待感はあるのですが、その一方で、それに見合う人材の確保ができるのかと危惧しております。

国が出してくる認定資格の研修の話がありましたが、それは現在、ゼロ状態の資格なので、各クラブで1名以上その認定を受けるということになっておりますが、1名だけの指導員ではありませんので、それ以外の方たちの質をどう高めていくのかを同時に考えていかないといけないのではないかと思います。

補助員という形になったり、保育支援員が入ったりするかもしれないのですが、現在、全くゼロの状況ですので、かなり真剣にこれに取り組まないと、困難を伴うのではないかと心配しております。

現在、市町村での研修がなかなか出来ていません。現実には震災後、学童保育緊急支援プロジェクトということで、研修の支援をしているのですが、例えば、女川町、南三陸町、山元町など、クラブが1、2、3とか少ないところが、市町村単位で研修を開催するのは非常に難しいのではないかと感じております。先日、石巻、東松島にNGOと共催をして市との協働で研修をさせていただいたときに、石巻市、東松島市に御協力いただき、女川町の指導員も研修に入れていただきました。1クラブ2名の指導員にどう町が研修していくか、町の中でも煮詰まってしまっているという現状があって、県が積極的に方策を考えていかないと、市町村単位では難しいのではないかと私は考えています。

足立会長

- 現状と御提案ということですが、事務局から説明をお願いします。

事務局

- 放課後児童クラブの支援員の研修につきましては、基準では県で行うことになっておりますので、研修については県で準備を進めてまいりたいと考えております。

足立会長

- それでは、紺野委員の御質問に対して、他に御意見等がありますでしょうか。

平塚委員

- 保育に関わらせていただいている立場から申し上げさせていただきたいと思います。

保育の質の問題です。私自身が第三者評価委員になっておりまして、今年度も保育所の第三者評価についての研修を2日間受けました。改めて受ける度に思いますけれども、果たしてこれで質の向上ということが図れるような内容なのかといつも思わされています。正直、

第三者評価については、あくまでも運営を中心とした評価であって、保育の内容、質の向上まで見ていくような内容ではないと思っております。やはり第三者評価についても、さらにもう少し事柄を踏まえた評価内容がつけられないと、なかなか質の向上は無理ではないかと思っております。

- 現在、各保育所・保育園は非常に人がギリギリの状態、やっと何とか人を配置している状態で保育をしているという現状があるために、様々な研修会が開催されましても保育所としては、なかなか研修会に派遣することができない。また、研修に派遣し、戻ってこられた保育士からその報告を受けようとしても、なかなか全員が揃って園内研修という形では十分にはその報告を受けることができない現状があります。どうしても園内研修となりますと、ごく限られた少人数での参加によつての研修となってしまいますので、なかなか十二分に伝わっていかないという問題があります。
- 少し外れさせていただいて、保育の質のことでお話しさせていただきます。

このところ、実習生や新たに採用した保育士は、まず、子どもと接したことがないという方が最近多くおります。現在、実習に来ている保育士もそうなのですが、一度も赤ちゃんを抱っこしたことがない、触れたことがない、確かに学校では人形でおむつ交換をやったことはあるけれども、生きた人間の赤ちゃんに触れるのは初めてで、怖くて触れられませんかと言います。丁寧に周りで教えても、怖がって近づくこともできない方が増えてきております。計画の29ページの「次代の親の育成」や、提供資料の親の学びのプログラム「親の道しるべ」についてという、こういう研修会があったら素晴らしいと思つて拝見させていただきました。

子育てしている保護者の中には、労働環境など環境的な負担感もありますけれども、それ以前にとつては何ですが、子どもを育てること自体が負担という保護者によくお会いします。あまり良い言い方ではないかもしれませんが、中には自分が子どもを育てなくてもいいようにするために仕事を見つけて保育所に入れるというような方が無いとは言い切れない部分が相当あるように思います。その辺りの問題を解決しないと、子育て家庭の負担感を軽減するという問題にしても、また、保育者の保育の質の向上を図っていく意味でもその辺りの問題を何とか考えていかななくてはいけないのかなと思っております。

こちらの表を見ますと、取組の方向性の1番に、◆の3番目に子どもに触れ合う機会を創出するという言葉がありますけれども、今、家庭では自然な形で小さい子どもに触れることがない中で育つ子どもたちが多くなつておりますので、そういう子どもたちに早い時期から異年齢の子どもたちと触れ合う機会をとにかく多く作っていただければと思います。それも学校等の協力が無ければできないことですが、そういうものがもう少し組織的に、システム的ななされると、親の負担軽減にしましても、保育者の質の問題に関しても違うところも出てくるのかなと思います。

足立会長

- 第三者評価のことから、大変大きな御提案までいただきました。今すぐにはお答えできないようなものも含まれておりますけれども、次回会議までには是非取り入れていただきたいと思つています。

- それでは、続きまして清野委員からの御意見等に対する回答を事務局からお願いします。

事務局

- 清野正信委員から2点ほど御質問・御意見がございました。

まず、1点目ですが、「放課後児童クラブの整備拡充が推進されることにより、児童館・児童センターの設置・設備に影響が生じないように、一体的な地域の子育て支援事業の推進を支援していただきたい」との御意見に対しまして回答いたします。

国では、今年6月に閣議決定された成長戦略において、「放課後子ども総合プラン」を年央に策定することとしており、放課後児童クラブについては、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備することとされています。その際、学校の余裕教室等を活用することとされていることから、教育庁とも連携しながら、整備を進めてまいります。

児童館・児童センターにつきましても、計画的に整備されるよう、市町村と連携してまいります。

- 次に、2点目ですが、「子育てについて学ぶ体験活動は、学ぶ側だけではなく、子育て中の親にとっても、子育てを考える絶好の機会でもあり、地域の子育て環境の活性化にもつながる。多くの児童生徒が早い段階から関われるよう、特に中学生を対象とした体験学習も推進してはどうか」との御意見に対しまして回答いたします。

子育てについて学ぶ体験学習は非常に重要な施策であると認識しております。

教育委員会においても、将来、親となる中高生に対して保育体験や子育てについて学ぶ機会の提供による「親になるための教育」を推進していくことを計画に掲げているところであります。

いただきました、中学生を対象とした体験学習の推進についての御意見につきましては、所管する教育委員会に対して伝えておρισまして、検討しているところでございますので、次回の会議においては何らかの結果をお示しいたします。

足立会長

- 清野委員、この回答に対する御意見等はございますか。

清野委員

- 1点目について、今後、放課後児童クラブが拡充されることによって、小学校の空き教室や保育所等の教室を利用しながら拡充していく方向になっております。また、放課後子供教室も今後、拡充していくという国の方針も出されておりますので、地域の中には複雑化した支援拠点ができるという風になってくるわけです。ただし、地域によって、大きな差が生じないように同じ支援を、宮城県に住んでる子どもたちが同じような形で支援を受けられるような体制を構築していく必要があるのかなと思っておりますので、そういった意味で一体的な子育て支援事業を県としてどのような形で支援していくのかという部分を具体的に示すべきところはしっかり示していただきながら、支援をお願いしたいと思っております。
- それから次代の親の育成について、こちらは先ほどのコメントの中で教育委員会できたと話が

ありました。中学生と提言させていただいたのは、地域の中での連続性を持たせて子育てについて実感していただく、特に異年齢交流というのが非常に大事な部分かと思っておりますので、その意味も含めて、中学生からの体験活動を是非積極的に取り入れていただきたいと思いません。

足立会長

○ ただいまの清野委員からの御意見に対していかがでしょうか。

事務局

○ 県といたしましても、一体的な地域の子育て支援事業推進が図られますよう市町村と連携してまいりたいと考えております。

足立会長

○ その他の委員の皆様の清野委員の御意見に関連する御意見等はございますでしょうか。

佐々木委員

○ 親の学びのプログラム「親の道しるべ」についての話がありましたので、ここでお話しさせていただきます。先ほどのお話にありましたように、親になって初めて赤ちゃんを抱くというお母さんがたくさんいます。

第一弾は親としての学びであったり、親同士が問題を持ち寄りながら気付きをしていくということで、10のステージとなっております。第二弾としては、中高生が親になるための学びということで5つのプログラムになっておりまして、反抗期とか、思春期の子どもというものもありますが、4つ目、5つ目といたしましては、未来の親となるあなたへ、こんにちは赤ちゃんというものと、生きていくということというもので、中高生に向けてプログラムが出来ています。

実施するのは、宮城県の家庭教育支援チームというのができまして、いろいろなところに要望がある行って、学校でも、子育てや赤ちゃん体験を行っています。

現在、高校とかに親になるための学びの指定校になっているところがあるのですが、実は、同じ教育委員会の中でも、高校や中学校教育の課と、生涯学習課とはうまく連携ができていないようです。白石高校が指定校になりましたが、「担当の先生が何をどのようにして高校生に親の学びをさせたらいいのか悩んでいるよ。同じようなことを佐々木さんやっているよね。」という話を、あるところから情報をいただいたので、白石高校に行って説明をさせていただきまして、はじめて「こういうのがあるのですか。それは助かります。是非白石高校の1年生全クラスにこれを提供してください。」という話をまとめたところなんです。

つまり、このような物があっても、なかなか求めているところと提供したいところが繋がっていないというのがわかったと思います。こういうものがあるということ、いろいろなところで情報を提供させていただいておりますけれども、なかなか情報が共有されていないというところに問題があると思っています。

足立会長

- それでは、その他で何か御意見等はございますか。

池川委員

- 清野委員の御意見にも関連すると思うのですが、社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくりの中で、学齢期の子ども・子育ての環境として、放課後のあり方がもっと体系的に考えられていてもいいのではないかと考えております。

計画の18ページにあります幼児期の教育と小学校教育の連携・接続に関しても、学びと発達の連続性の確保という点で考えますと、幼保の連携先として小学校と同時に放課後児童クラブを明記してもよいのではないかと思いますし、また、子どもの成長を支える教育の推進の連携・協力先に児童館であるとか、放課後児童クラブも明記していくことが大事なのではないかと思います。

特に、被災地での心のケアとか、支援を要する子どもたちの対応に関しては、学校以外の地域の中での生活、あるいは家庭生活に繋がっていく大事な場所として、児童館や放課後児童クラブの位置付けは大きいと考えております。それに見合う人材育成の必要性とか当然出てきますが、放課後のあり方ということでもしっかり位置づけていくことで、それからのいろいろなことへの対策に繋がっていきますので、是非その点について考えていただきたいと思っていますがいかがでしょうか。

足立会長

- ただいまの御意見に対してはいかがでしょう。

事務局

- 今、御意見いただいた子どもたちの放課後のあり方については、放課後児童クラブ、放課後子供教室などがございますので、その辺りを計画のどこの部分に入れ込むかというのはあるのですが、教育庁の事業とも関連しますので、いただいた御意見を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

足立会長

- その他の御意見はありますか。

佐藤委員

- 本日、資料を見させていただいて、広範な課題で大変だと思いました。そして、素案の中でやはり一番気になったのは、子どもの教育の責任は誰にあるのか、子どもの教育の責任を誰が取るのか、という視点がぼやけているような気がしました。

この計画を見ますと地域全体、社会全体という言葉が出てくるのですが、私はとても危険な言葉だと思います。自分の子どもがぐれたときに社会が悪いという論法に繋がりがかねないです。やはり一番目に家庭教育が大事、家庭教育が根本にあるというのをもっと記載していただきたいと思います。

- 保育サービスという言葉が出てきます。これも危険な言葉で、いつの間にか保育というのはサービス業になっています。そうすると親はおむつを変えなければならないのに、それは保育所でやるからそのままでもいいとなります。保育士は月曜日から金曜日までお尻が綺麗な状態で帰したはずなのに、土曜日・日曜日の48時間経って帰ってくるとお尻が赤くなってくることに悩んでいます。これは子育てしているはずなのが、言葉は悪いですが、子棄てになりかねない現状があるということを是非行政にもわかっていただきたいと思います。

現在、保育士不足が叫ばれていますけれども、裏にあるのは、実はそういう自分たちのやっている仕事、子育てではなくて子棄て支援にしかなくなってきているという、真面目な保育士であればあるほど、燃え尽き症候群のように現場を去っていく状況にあります。是非行政としても、数合わせで待機児童を解消すれば万歳ではなくて、裏に実はそういう背景があって保育士が足りないということを知っていただきたいと思います。

- 待機児童に関して言いますと、埼玉の教育委員会をやっていた松居和先生の受け売りで申し訳ないのですけれども、待機児童の内訳は0・1・2歳です。でも、0・1・2歳の子どもが保育所の前に並んで私を保育園に入れてくれという子どもはいません。ということは、待機させられている子どもたちなのです。

- 保育指針でも何でもそうなのですけれども、子どもの最善の利益ということを言います。でも、子どもの最善の利益とは何なのでしょう。我々現場にいるものは、正に声無き声の子どもの最善の利益を考えなくてはならないということで、むしろ保育園に通うよりもお母さんの手で3歳までは育てるというのが子どもたちの最善の利益ではないのかと思います。

例えば、2号認定されると標準が11時間です。短時間が8時間です。そして、親の就労が週16時間ぐらいただと2号認定がもらえるはず。ということは、1日4時間の4日で16時間になります。そうすると、大威張りして親は8時間預けることができるわけです。親は実際その日仕事が無くても、あるいは仕事が終わっていても8時間丸々預かってもらえる。だから保育サービスという概念が入ってくる。

私どもも一時預かりを30年来やっています。そして、親のニーズに応じて最初は5時半、そして6時、そして最近認定こども園になって7時、あるいは親の就労時間によっては3時と、短時間のプログラムを組み合わせています。ところが、一時預かりという大きな枠組みになると、全く勝手が違って、8時間オーケーのような状況になってしまいます。

- 私が言いたいのは、親にとって必要以上の保育をサービスしてしまうことになりかねない制度設計になっているのです。本当に子どもの教育の責任を誰が持つのかという議論を踏まえていただかないと、単なるサービス機関になってしまい、子どもの最善の利益どころか、保護者の就労支援に過ぎない、それをうまく言いくるめているだけという非常に怖い制度設計だということ、是非皆様にもわかっていただきたいと思ひまして敢えて申し上げます。

足立会長

- 大変大きな御提言をいただいたのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

事務局

- 貴重な御意見ありがとうございます。今、お話がありましたとおり、誰がどういう関わりを持って、子どもたちを育てていくのがよいのかというところについては、皆様から今後も御意見をいただきながら我々も検討いたしまして、計画に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員

- 子育て支援というのは、あるべき方向として、女性が社会に出て働くよりも為すべきことは時短であり、育児休業の延長であり、出来るだけ家で、手元で育てられるようにと思います。

私たちが保育をやっていて一番感じるのは、子どもを預かる時間が長すぎます。職員は8時間で帰るのに、その前からいる子どもがまだ帰らないです。11時間というのはほとんどない。デンマークでは3時か、4時には子どもたちを迎えに来れるようにする。これを何とかできないのかと思います。

- 東京の一極集中によって何が起きているかという点、独身の女性は都会に吸い込まれてしまって、結婚はできない、子どもはできない。子育て支援の話と少子化の議論は別物ですので、それを混ぜて考えると、いかにも保育所をたくさん建てれば子どもが増えるという錯覚をお持ちでしょうけどこれは違いますので、議論をしっかりと分けてやることをお願いしておきたいと思います。

足立会長

- 今回の計画に掲載すべきというか、入れ込むべき内容と、次の子ども・子育て会議で議論すべき問題と2点ありましたけれども、すぐに回答できるような内容ではないと思いますので、次回の協議会の際に何からの形で対応いただくようお願いしたいと思います。

小林委員

- 今回、目標が設定されているところに驚いているのですけれども、合計特殊出生率と保育所入所待機児童数の2点だけが目標というのは違和感があります。まず、生み育てるとするのは個人的な営みであることなので、県としての数値目標としてあっていいのかとは思いますが、表現の仕方として2つだけ出されたときに県民の皆さんは抵抗感があると思います。

生み育てるとというのが、女性の、家庭の役割だというような話もありましたけれども、その辺りを県の子育て施策に出てくる部分と、個人的な生み育てる環境を整えるという間には、開きがあると思いますので、表現方法など、もう少し議論の余地はあるのかと思います。

- 先ほどの赤ちゃんを抱っこしたことがない保育士の例もそうでしたけれども、子育てを身近に見る経験がないというのは若いお母さんたちも同じですので、むしろ保育所に預けて先生方に気軽に相談できる環境にあるお母さんがたの方が悩みは少ないということも実際にはあるわけです。私が先ほど出た会議の中でも13歳で母親になったというケースも報告さ

れておりました。育てるべき「子ども」は、18歳未満で既に母親、父親であるという例も珍しくなくなってきていますので、その視点を子育て支援の計画に書き込んでいけるようになっていくといいと感じております。

足立会長

○ いただいた御意見は議論が必要なところかと思えます。残念ながら時間がありませんので、これ以上議論することが難しいのですけれども、今の点につきまして次回の協議会で、まず取り上げてもらえるようお願いしたいと思います。

○ 以上で議事を終了させていただきます。

※事務連絡等

8 閉会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

○ 以上を持ちまして協議会を終了させていただきますが、時間の関係上、終わらせなければならぬと事情もございました。委員の皆様の中で、まだ御意見がある場合はE-Mail又はファクシミリで事務局までお寄せいただければと思います。

お忙しい中、誠にありがとうございました。